

大津市スマホ教室開催業務委託仕様書

1. 業務の名称

「大津市スマホ教室開催業務」

2. 履行期限

令和7年12月31日まで

3. 業務の目的

誰もがデジタルの恩恵を受ける社会を実現する為に、デジタルに不慣れな方々へ向けたスマートフォン教室を開催し、デジタルデバイドを解消する事を目的とする。

4. 業務内容

市内に居住するデジタル機器に不慣れな高齢者等を対象として、スマートフォン（Android 向け・iPhone 向け）の操作等に関する教室を開催すること。

(1) 講座について

スマートフォンの基本的な操作・利用方法等に関する以下の項目を実施すること。
また、講座内で国勢調査のインターネット回答を促進するような周知をすること。

ア 開催日時

概ね令和7年9月から11月頃を予定。平日午前9時から午後5時までの間に開催するものとし、本市と協議の上、決定する。

イ 開催場所

市内全市民センター及び市内全老人福祉センターのうち、指定する5～15か所

ウ 講座内容

【基本講座①】

- ・電源などのボタン操作の方法
- ・電話のかけ方
- ・カメラの使い方（国勢調査に関する二次元バーコード読み込み紹介など）

【基本講座②】

- ・メールの利用方法
- ・インターネットの利用方法
- ・スマートフォンを安全に使うための基本的な利用方法

【基本講座③】

- ・アプリのインストール方法
- ・SNSの使い方

【相談会】

- ・講座の内容に準じた相談の受付

エ 開催回数（開催時間）

- ・上記、講座内容を全15回（計60講座）
- ・1講座・相談会あたり1時間程度とする。

オ 1講座あたりの定員

- ・7名程度（先着順）

カ 講座の体制について

- ・講座開催中は受講者に操作方法等のフォローが取れる体制で実施すること。
- ・1講座につき、講師1名以上、アシスタント1名以上を配置すること。
また、会場の事情や状況に応じて誘導員を1名配置するなどの協議が可能であること。
- ・講座の実施に必要な機材（スマートフォン等）や教材及びネットワーク環境等については受託者側で準備すること。費用については、本業務委託費に含まれるものとする。

(2) 申込の受付及び方法について

ア 申込受付

- ・各講座は先着順の事前申込制とし、受講申込の受付、申込受付後の申込情報の管理や案内は受託者が行うものとする。
- ・受付時間は平日午前10時から午後5時までとすること。

イ 申込受付の方法

- ・コールセンターによる電話での受付とし、電話回線およびその業務にあたる人員は受託者が申込受付に十分対応できる体制を用意すること。
また、受付状況について定期的に本市に報告又は本市から随時確認できる体制を設けること。

(3) 広報について

- ・講座案内 チラシ600部、ポスター50部 を作成し、PDFデータと併せて本市と協議により決定した期日までに提出すること。
- ・チラシはターゲット層（デジタル活用に関する理解やスキルが十分でない高齢者等）の参加意欲が高まるようにビジュアル等を工夫するとともに、内容を本市と十分に協議しながら作成を進めること。
- ・PDFデータを活用し、本誌の広報媒体（ホームページ等）で周知を実施するほか、受託者においても広報活動に協力すること。

(4) アンケートの実施について

- ・開催後、参加者へのアンケートを実施するものとし、アンケート調査票の作成、アンケートの実施及び調査結果のまとめ、分析等を行うこと。アンケートの実施は、講座の終了後行うものとする。 アンケートの内容は、今後の事業実施に活かせるような設問とし、本市と十分に協議しながら決定すること。

(5) 成果物について

成果物	内容
報告書	・実施報告 ・当日配布資料 ・実施状況の写真等 ・参加者リスト ・アンケート結果
その他	・問い合わせ窓口管理表（問合せ内容、回答内容） ・広報に係る資料 ・議事録 ・その他、協議により必要と判断したもの

5. 秘密保護

- ・個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守することとし、個人情報、秘密と指定した事項および本業務の履行に際し知り得た情報（以下、「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。
- ・秘密情報を取り扱う責任者および従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。再委託先についても同様とする。

6. 再委託

- ・ 本業務の委託契約部分に係る業務の一部の対応を第三者に委託する場合、あらかじめ書面による再委託に係る本市の承認を得ること。
- ・ 受託者は、再委託先の行為について、全責任を負うこと。

7. その他留意事項

- ・ 講座の内容については、4（1）ウに記載されている内容を基本とし、国勢調査のインターネット回答を促進するための周知等については、十分に本市と協議のうえ、対応すること。
- ・ 講座の実施にあたっては、感染症等の拡大防止に十分配慮を行うこと。
- ・ 災害等の影響により本市が延期・中止の決定をする場合、受託者はその指示従うこと。
延期決定の場合は、実施期間内で日程調整をして講座を実施すること。
- ・ 事業の実施に係る施設の利用料については、本市で負担するものとする。
- ・ 関係法令や本市の条例、規則等を遵守すること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び不明点は、本市と連絡を密に取り合い、協議の上、決定すること。